

審査基準整理票

処 分 名	工事負担金の還付		
根 拠 法 令 名	大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）	（条項）第41条の2第4項	
基 準 法 令 名		（条項）	
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 開発調整グループ		
標 準 処 理 期 間	30 日	法定処理期間	一 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 開発事業に対する配水管等設置要綱 】 【 開発事業に対する配水管等設置要綱取扱基準 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市水道事業給水条例第41条の2第4項に定める「公営企業者が特別の理由があると認めるとき」とは、開発事業に対する配水管等設置要綱第7条及び開発事業に対する配水管等設置要綱取扱基準に定めるとおりとする。</p> <p>なお、開発事業に対する配水管等設置要綱及び開発事業に対する配水管等設置要綱取扱基準は、担当課において備え置く。</p> <p>【根拠法令】 大津市水道事業給水条例 第41条の2(工事負担金)第4項による。 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、公営企業管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。